

# 障害者差別解消通信 No 4



～みんなでつくるやさしいまち～

平成28年5月25日



今回の通信のテーマは『差別事例と良い対応-①』についてです。

障害のある方から社会的障壁の除去を求められた時には、何をすべきか自分で考え、あるいは内部で相談をしながら適切な合理的配慮ができるようにしましょう。

## 差別の事例①『催し等への申し込み方法』

皆さんの課では、講座や鑑賞会等の催し行っていないですか？ 申し込みの方法はどうなっていますか？ 聴覚や音声に障害のある方も申し込みができますか？ 申し込み方法が電話のみであった場合は、申し込むことが困難です。フックス、メール等の方法でも申し込みができるよう配慮が必要です。



## 差別の事例②『説明会の実施』

施設を建てる時、大きな事業を始める時、地域の連携を深めるため等、地域の方を対象とした説明会や意見交換会等を行っていませんか？ 誰もが参加できるように配慮されていますか？



視覚障害のある方から参加したいので音訳した資料が欲しいとの申し出があったにもかかわらず用意されていなかった場合、その人は、説明が理解しにくかったり、会議の進行が分かりづらい状況となります。

視覚障害のある方への資料等の提供には、点字、資料の拡大（拡大文字）、音訳等の方法があります。事前に資料を渡す場合にも、本人に確認し有効な支援をお願いします。

## その他の差別の事例

- ★盲導犬、介助犬または聴導犬を連れている障害のある方の施設利用を断ること。（身体障害者補助犬法により、原則として同伴を拒むことは禁止されています。）
- ★障害のある人が窓口に来られた際に、障害を理由に対応を断ることや対応の順序を後回しにすること。また、特に必要がないにもかかわらず付添いの同行を求める等の条件をつけることも差別に当たります。



## 良い対応①『移動の支援』



★車いすを使用している方が段差に困っている場合、キャスター上げや携帯スロープを渡す等の補助を行ったり、また、杖を使用している等歩行が困難な方を案内する際には、その人の速度に合わせて歩くようにしましょう。また、手動の扉を開けられずにいる方がいたら開閉の手伝いをします。 困っている方がいたらまず声をかけましょう。

## 良い対応②『窓口で』

- ★聴覚障害のある方は窓口で「〇〇さん」と呼ばれてもわかりません。また、視覚障害や知的障害のある方の場合「次のかたどうぞ」と言われても自分のことなのかかわからない場合があります。あらかじめ呼び出し方法等を確認する、直接声をかける等の対応をします。
- ★申請書など書類の記入を依頼する際に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすく説明する、わかりやすい記入方法を記述したものを用意する等の配慮をします。
- ★発達障害、精神障害及び知的障害等により、まわりの物音が気になる、多くの人がいるところが苦手で順番を待つことが難しい方に対し、落ち着いた場所で待てるよう別室を案内する、他の待っている方の理解を得て順番を早める等の対応を行います。



次回のテーマは、『差別事例と良い対応-②』です